

八幡宮御神事御規式定

宝暦八年戊寅年九月六日
原本 木場総代所持

はしがき

昭和十三年の六月に、八幡神社の祭礼に関する古記録が八木村役場で発見された。その記事によると、同じものを七通作成して七ヶ村各一通を保有すとあるが、殆んどが失われこの一通が非常に貴重な文献となった。昭和二十三年に装丁して巻とするに際し、後世これを読む者のために読み下し易いように書き改め、尚註として文意を現代語に改めたものをつけ加えた。註には原文の語句や語の前後の調子から考えて筆者が下した解釈を記入したところもある。

昭和二十三年(宝暦八年(1758年)から隔たること百九十年目)

註者 河野 薫男 白濱町宇佐崎

印刷者 株武会社 柳蛙社

中野 善吉 白濱町松原

* 限定版として30部作成す、印刷製本は中野善吉君の無料奉仕に係る

平成23年2月7日、原文縦書きのため、横書きにし、注釈文を現代文字に置き換えた。 編集:長野総一郎

八幡宮御神事御規式定

- 一、享保十三年(1728年)に、『八幡宮の祭には是非古式によること』と、氏子七ヶ村が申し合せ、当時に記録を作成して、その通り実行して来ていたが、それがまた近年だんだん乱れてきた。また申の年以來獅子・行列物も増加したから、お旅びの宮への神輿(みこし)の往路、帰路の両方について、役持ちの人のこと・作法・行列の順序を今箇条書きで規定する。(以上は緒言として書いたものである)
- 一、練り番は東山村・八家村・木揚村が合併で一年、宇佐崎村・中村が合併で一年、松原村・妻鹿村が合併で一年と言う順で、三年で一巡するように担ぎ役を出し、行儀よく謹んでお祭りを行うことは益々古例通りにしなければならない。
尚、神輿を修繕する場合に神輿を移動するため担ぎ上げねばならぬときの担ぎ役は矢張り当番の村から出すこと。
- 一、十五日の朝八時に練り番の村々の幹部並びにその他の村々の幹部は八幡宮の社務所に集合のこと。
- 一、本殿から宮遷(うつ)しをした後の神事、謹厳に行い、幣殿・拝殿での神輿の練り上げに際し気分が硬化して、事故を起こしてはならない。尤も、神輿はまず三体とも楼門内に据えられ、八正寺より鳳凰を差し向けられた上、それを一の丸の疑寶珠(ぎぼし)の位置に挿し、装いが完結した上でかつぎ上げることは、益々先例を尊重せねばならない。
尚、神輿をかつぎ出す際に警護の人々は杖で神輿を神殿へつき当てたり、神輿と神輿とをつき当ててはならない。
- 一、お旅びの社の前(馬の行事をする所であるから馬場前という)で三輿を先ず据えて、御払いがすんで、役員連中にそれが徹底した後、三輿を順序よくお旅の社の中へ遷し入れるのである。これは益々先例を尊重のこと。若し無法なことがあれば、練り番の村の失敗である。
- 一、お旅びの社の前で毎度順序が乱れて喧嘩口論が出来、そのために還御の時刻が遅れる。今後は無法なことがあってはならない。若しある場合は両方共にその幹部の責任とする。
- 一、お旅の社での練り方が荒いので神輿や宿殿が破損する。今後はこれを止めなければならない。気分が興奮して神輿や宿殿を破損したならば、練り番の村が修理すること。
尚、この事は先年覚書を作っていたがだんだん乱れるから今後はこの覚え書をよく守ること。
- 一、お旅の山の行事が終り、神輿が本社の前まで帰られた時、我先にと門に入ろうとする。一の丸、二の丸、三の丸の順序に入らねばならない。
- 一、行列の御道具持ちを各村から派遣していたが、近年実行しない村が出来たので、会議をして、今年の祭より改正し、七ヶ村揃って必ず出し、これを怠つてはならぬこととする。
尚、道具が殊の外損傷したから今年修理をする。併せて持ち人は村々より一様の羽織を着用して出ることとし毎年実行することとする。
- 一、御道具受渡しのための責任者一人を七ヶ村より順番に、上下(かみしも)を着用させて差出す事。責任者は行列の途上警護を付けてもらう。そして道具持ちは責任者の命令に従うものである。

責任者の命令に服せぬ道具持ちがあれば、その出身の村の幹部の責任である。

尚、責任者は、今年宇佐崎村から出す。明年から順番に木場村・八家村・東山村・中村・松原村・妻鹿村とする。

一、他村の庄屋・組頭が神役に出て行っても、氏子全体がその神役の命令に服するように各村で徹底させておかねばならない。神役に対して無礼なことが会ったならば、その村の幹部の責任である。

一、お旅の山への行列に、神輿の前に管弦の楽を奏して行くことが古例であった。暫くとだえていたが、今年から復活する。この後へ続く神輿は荒々しく練らず、きつと幹部が付き添うてかしこまっかつがねばならぬ。

尚、練りものの類もこれに準じてかしこまっかつ進み、村々から警護の人を多数に出すこと。

一、享保十三年(1728年)申の年の記録以来ねり物が増えたので、ここに順を定めて置く。神輿に先行する神役の類は古例の通りで、その外の獅子・ねり物は次の通りである。

松原村獅子は神輿の前に立てる。神輿の次に木場村獅子・東山村獅子・妻鹿村獅子・宇佐崎村獅子・八家村獅子という順に進むこと。これ以外の村から新に出た場合は出た順に進む。ねり物にしても例年指出して居る類の物は獅子の次に進む。尤も例年指出して居る類と雖も神輿太鼓(屋台)は総じて行進の後方に置く。この行進順序も古いものを先にする。即ち一番に木場村、その次松原村・中村という順であって、新に出た屋台はその次にする。

但し、御幸の際は、屋台は丹鶴の後につくが、還御の際は丹鶴狂言が行われ、時間を要するから、屋台は先に帰らす。

一、丹鶴はこれまでも出て居る古きを先に立てる。そうすると、木場村と宇佐崎村は同年に始めたのだから、抽選で順番をきめることにする。三番目が妻鹿村と言う順で、今後指し出す分は順々にその後へ後へとつける。

一、木場村の西の丁から丹鶴を、特別に指出して来る場合は抽選とせずして、一番先に立てる。これは始まりが古いからである。

一、妻鹿村より例年十五日に神輿かつぎの人々の為に、呑水をはぎり三つに入れて、御宿殿へ差し出していた。これは毎年励行すること。

尚、神輿かつぎがはぎりを山から落としたり、踏んだりして破損させた場合はその村が弁償すること。

一、昔は祭礼の節、境内で相撲をやっていた。氏子よりやぐら、さじきを組み見物をしたものだが、何しろ入出が多いので喧嘩口論など感心出来ぬ事件が多く、中止になっていた。そこで今後とも場合によっては興行を相談の上断るかも知れぬ。このことは前の記録にも現はれている通りである。

今回改めて吟味し、以上の通りに決定した。神慮にそむかぬよう御神事を勤めねばならぬ。ここに記録を作製し、7ヶ村各その一通を保有する。

仍て件の如し。(よってくだんのごとし) 訳: 上記の通り記載する。

宝曆八(1758年 戊寅)年九月六日

中村	氏子中	
組頭	彌右衛門	
同	忠左衛門	
庄屋	藤右衛門	----- 沢田家(増位山)

松原村	氏子中	
組頭	權兵衛	----- 炭本家
庄屋	藤七郎	----- 志垣家

妻鹿村	氏子中	
組頭	又七	
同	彌兵衛	
庄屋	忠四郎	----- 勝間家

宇佐崎村	氏子中	
組頭	彌三左衛門	----- 伊豫屋
同	九十郎	----- 西河野

東山村	氏子中	
組頭	又兵衛	
同	善四郎	----- 神先家
庄屋	山三郎	----- 橋詰家

木場村	氏子中	
組頭	七郎太夫	----- 長瀬家
同	源左衛門	----- 長野家
庄屋	利右衛門	----- 白井家

八家村	氏子中	
組頭	市郎三衛	
庄屋	榮蔵	----- 橋家

大庄屋	次郎右衛門	----- 置塩庄三家
-----	-------	-------------

後記

宝暦八年(1758年)は、昭和二十三年から数えて百九〇年前であり、享保十三年(1728年)は二二〇年前である。宝暦八年と享保十三年とは僅かに三〇年の隔りである。

即ち、享保十三年に7ヶ村の幹部が集って、祭礼行事の規定を作ったが、それが僅か三〇年の間に乱れて来たので、更に相談の上この文書の如き規約を改めて作成したものである。

この記録は、十五日の本殿からお旅所への往途・帰途との行列に関するものが主であるようである。宝暦の頃は屋台を出し始めて間もない事だから屋台ばかりの宵宮の行事に関するものは勿論ない。それで神輿ねり番が一村一ヶ年で巡行することや、屋台の宮入りの順序のことなどに関しては宝暦以後の記録が発見されなければ知る由もない。

神輿を合わせる事が行事の一つになったのも勿論それ以降の事であるが、神輿の衝突が始まり、合わせる気配が宝暦年間に生じて居たことは、この交書により明らかである。

尚、本記録を表装して一巻の巻物となし永久保存を志し、更にお家流の書体を活字に改め、漢文交りの古交書を読み通りに書き改め、註を施して後世の郷土人の参考に資せんことを発議された事は、この記録が発見された木場村に於ける昭和二十三年当時の区長今津英一氏であることを附記して置く。